

第3期山武市子ども・子育て支援事業計画

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込み等について

令和6年10月
山武市

目次

1 「量の見込み」等について	1
2 教育・保育提供区域の設定	1
3 量の見込みの推計の考え方	2
(1) 量の見込み及び確保方策を設定する事業	2
(2) 量の見込みの推計方法	5
4 推計児童人口	7
5 量の見込みの推計結果	8
6 教育・保育の量の見込みと確保方策	9
(1) 1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）	9
(2) 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）	9
(3) 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）	10
7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	11
(1) 利用者支援事業	11
(2) 地域子育て支援拠点事業	12
(3) 妊婦健康診査	12
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	13
(5) 養育支援訪問事業	13
(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	13
(7) 子育て短期支援事業	14
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	14
(10) 延長保育事業	15
(11) 病児・病後児保育事業	16
(12) 放課後児童健全育成事業	17
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	17
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	17
(15) 妊婦等包括相談支援事業	18
(16) 産後ケア事業	18
(17) 【新規事業】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	18
(18) 【新規事業】子育て世帯訪問支援事業	18
(19) 【新規事業】児童育成支援拠点事業	18
(20) 【新規事業】親子関係形成支援事業	18

1 「量の見込み」等について

子ども・子育て支援事業計画については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、就学前の教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育園等）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み※」を設定し、それに対応する「確保方策※」を定めることになっています。

※量の見込み…計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みのことです。

※確保方策…「量の見込み」に対応する、計画期間中の各年度における提供体制の確保の内容及びその時期のことです。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育園等）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載する必要があります。

本市では、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案し、現計画（第 2 期計画）で市内全域を 1 つの教育・保育提供区域と設定しており、次期計画（第 3 期計画）においてもこの考え方を踏襲します。

3 量の見込みの推計の考え方

(1) 量の見込み及び確保方策を設定する事業

【教育・保育】

支給認定区分		対象の家庭	利用する事業	事業の概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	● 認定こども園	認定こども園(幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設)及び幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の教育を実施
2号	子どもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭	● 幼稚園	幼稚園等で、教育標準時間(1日4時間程度)の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	● 認定こども園 ● 保育園 ● 企業主導型保育施設の地域枠※1	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	● 認定こども園 ● 保育園 ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)※2 ● 企業主導型保育施設の地域枠	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応 地域型保育事業(定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)等で、上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠(地域枠)を設けることができます。

※2 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

【地域子ども・子育て支援事業】

事業		事業概要	対象年齢等
①	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、事業類型は、子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3種類	妊産婦、子育て中の親子等
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センターなど	0～2歳
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業	0歳
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
⑥	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
⑦	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))	0～5歳

事業		事業概要	対象年齢等
⑧	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0～5歳、1～6年生
⑨	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型 3～5歳(幼稚園在園児)
		幼稚園型以外	0～5歳
⑩	延長保育事業	保育認定(2号、3号)を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園において保育を実施する事業	0～5歳
⑪	病児・病後児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～6年生
⑫	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～6年生
⑬	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育園などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	低所得で生計が困難である支給認定保護者の子ども
⑭	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	幼稚園、保育園などへの民間事業者の参入に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園などの設置又は運営を促進するための事業	新規参入施設等の事業者
⑮	妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業	妊産婦(夫・パートナー・同居家族と一緒に面談することを推奨)
⑯	産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業	産後ケアを必要とする者
⑰	【新規事業】 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育園等を利用できる事業	認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童

事業		事業概要	対象年齢等
⑱	【新規事業】 子育て世帯訪問 支援事業	対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等
⑲	【新規事業】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業	不適切な養育環境にあたり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者
⑳	【新規事業】 親子関係形成支援事業	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者等

(2) 量の見込みの推計方法

各事業の量の見込みの推計は、各事業の「事業実績から推計する方法」、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から推計する方法」、「その他の方法」があり、本市は各事業の特性に応じた推計方法を用いて量の見込みを設定します。

【推計方法1】事業実績から推計する方法

各事業の特性に応じて、事業実績から量の見込みを推計し、確保方策等を設定します。その流れは、次のとおりです。

(1) 各事業の第3期計画期間の利用率の推計

令和2～6年度の各年度の利用率（利用者数÷対象児童人口）を計算した後、令和2年度～6年度の利用率の伸び（トレンド）や平均に基づき、第3期計画期間（令和7～11年度）の利用率を推計



(2) 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 事業の利用率

計画期間（令和7～11年度）の推計児童人口に、上記（1）で推計した各事業の利用率を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを推計します。



(3) 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか（既存の施設等での供給、又は新規体制の整備など）について、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【推計方法2】ニーズ調査結果から推計する方法

ニーズ調査結果から「量の見込み」を推計し、確保方策等を設定する流れは、次のとおりです。

(1) 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」※に分類します。



(2) 各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。



(3) 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向 × 事業実績の伸び

計画期間（令和7～11年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを推計します。



(4) 量の見込みに対する確保方策を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか（既存の施設等での供給、又は新規体制の整備など）について、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

※家庭類型の分類の仕方

母親 父親		父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない
				120時間以上	64時間以上 120時間以下	64時間未満	就労したことがない
母親不在		タイプA					
フルタイム (育休・介護休業中を含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		
	64時間以上 120時間以下						
	64時間未満		タイプC'				
現在は就労していない 就労したことがない			タイプD				タイプF

【推計方法3】その他の方法

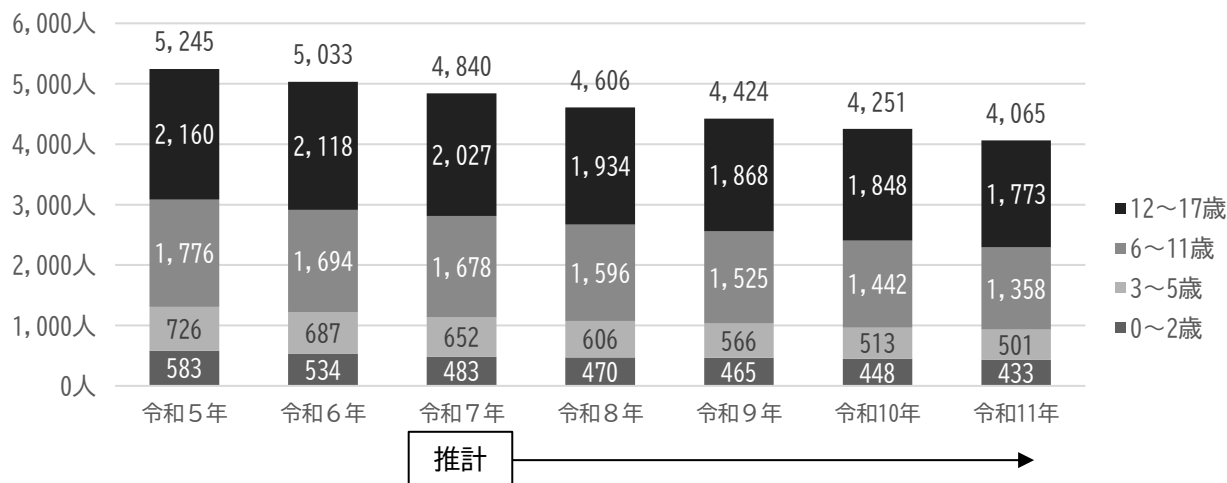
国の法改正等による新規事業等については、想定される各事業の対象世帯数や児童数等を勘案し、量の見込みを設定します。

4 推計児童人口

18歳未満の児童人口全体では、令和11年には4,000人近くまで減少し、令和6年比で900人以上の減少を見込んでいます。

また、いずれの年齢区分も減少傾向で推移する見通しとなっています。

■年齢区分別児童人口の推移



資料：令和5年及び令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

【推計方法】

◇平成31年から令和6年の住民基本台帳（各年4月1日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性子ども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。

※推計に使用した女性子ども比：平成31年から令和6年の各年における女性子ども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性子ども比とした。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性子ども比として算出。

5 量の見込みの推計結果

〈資料 2－1 を参照〉

6 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		180	174	153	135	115	105
②確保方策	特定教育・保育施設	173	167	147	130	111	101
	確認を受けない幼稚園	7	7	6	5	4	4
	計	180	174	153	135	115	105
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和2年度～6年度における利用率（1号認定子ども数／3～5歳人口）の伸びから、計画期間の利用率を推計し、推計3～5歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

本市では令和6年度現在、特定教育・保育施設6園（公立幼稚園1園、公立こども園5園）と確認を受けない幼稚園（市外の幼稚園）で1号認定子どもを受け入れており、今後も既存の供給体制で量の見込みの確保を図ります。

(2) 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		465	479	453	431	398	396
②確保方策	特定教育・保育施設	465	479	453	431	398	396
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和2年度～6年度における利用率（2号認定子ども数／3～5歳人口）の伸びから、計画期間の利用率を推計し、推計3～5歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

本市では令和6年度現在、特定教育・保育施設8園（公立こども園5園、私立保育園3園）で2号認定子どもを受け入れており、今後も既存の供給体制で量の見込みの確保を図ります。

(3) 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）

【0歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		21	23	23	23	23	23
②確保方策	特定教育・保育施設	21	23	23	23	23	23
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	計	21	23	23	23	23	23
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は市担当課資料

【1歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		80	77	80	78	77	75
②確保方策	特定教育・保育施設	77	74	77	75	74	72
	特定地域型保育事業	3	3	3	3	3	3
	計	80	77	80	78	77	75
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は市担当課資料

【2歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		122	101	96	100	97	95
②確保方策	特定教育・保育施設	115	95	90	94	91	90
	特定地域型保育事業	7	6	6	6	6	5
	計	122	101	96	100	97	95
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和2年度～6年度における利用率（3号認定子ども数／0～2歳の各歳人口）の伸びから、計画期間の利用率を推計し、推計0～2歳の各歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

本市では令和6年度現在、特定教育・保育施設8園（公立こども園5園、私立保育園3園）と特定地域型保育事業（小規模保育事業所1か所、家庭的保育事業所1か所）で3号認定子どもを受け入れており、今後も既存の供給体制で量の見込みの確保を図ります。

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業には、「基本型（子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う）」、「特定型（いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する）」、「こども家庭センター型（母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う）」の3種類があります。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設（こども家庭センター）とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が努力義務となっています。

単位：実施か所数（か所）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1	1
②確保方策	基本型	0	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 （旧母子保健型）	1	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は市担当課資料

【新規事業】地域子育て相談機関

単位：実施か所数（か所）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			4	4	4	4	4
②確保方策			設置箇所数及び設置時期は未定				
③過不足（②－①）			未定				

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計（地域子育て相談機関は国の指針に基づく）〉

利用者支援事業は、「こども家庭センター型（旧母子保健型）」1か所の維持を量の見込みとして設定します。

新規事業の地域子育て相談機関は、国から「中学校区に1か所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい」という考え方が示されていることから、中学校区への設置を量の見込みとして設定します。

■ 確保方策

子育て世代包括支援センター（はぴねす）で実施してきた旧母子保健型の事業について、新たに開設する子ども家庭センターにおいて「こども家庭センター型」を実施します。

また、地域子育て相談機関を設置し、身近な相談窓口として育児等に関する相談対応を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：延利用者数（人回）、か所

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3,500	3,282	3,395	3,541	3,597	3,654
②確保方策	延利用者数（人回）		3,282	3,395	3,541	3,597	3,654
	実施か所数（か所）	6	6	6	6	6	6
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績（見込み）は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和3年度～6年度※における利用率（延利用者数／0～2歳人口）の伸びが今後も継続すると想定し、推計した利用率を推計0～2歳人口に乗じて算出しています。

※各事業の状況（コロナ禍の令和2年度等は利用実績が少ない、利用率が上昇している等）に応じて、利用率の推計の元となる期間の設定や利用率の推計方法が異なる〈以降も同様〉

■ 確保方策

今後も市内の認定こども園、保育園（令和6年度現在6か所で実施）の体制で、量の見込みの確保を図ります。子育ての悩みや育児不安の解消、親子や保護者同士の交流の促進を図ります。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦への健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：妊娠届出数（人）、延利用回数（人回）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	180	172	165	160	154	149
	延利用回数	1,830	1,743	1,672	1,621	1,560	1,510
②確保方策			1,743	1,672	1,621	1,560	1,510
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績（見込み）は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和2年度～6年度における妊娠届出数の割合（妊娠届出数／0歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0歳人口に乗じて算出しています。また、延利用回数は、令和2年度～6年度における一人当たりの利用回数（延利用回数／妊娠届出数）が今後も継続すると想定し、一人当たりの利用回数を推計妊娠届出数に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も医療機関での利用回数に応じた助成を図るとともに、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠・出産できるよう妊婦の支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

単位：訪問乳児数（人）

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	160	148	143	138	133	129
②確保方策		148	143	138	133	129
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績（見込み）は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和2年度～6年度における訪問乳児数の割合（訪問乳児数／0歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も既存の体制（助産師又は保健師による訪問）で、里帰り出産も含め生後4か月までの乳児のいる家庭の全数訪問を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

本市では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業ではなく、要保護児童対策として家庭児童相談員又は保健師等が訪問し、相談・指導を行うかたちで、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を支援します。

なお、養育支援が必要なケース、相談等の状況を把握しつつ、必要に応じた本事業の実施を検討します。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）※

山武市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

※量の見込みを設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

今後も虐待防止等に向けて、本協議会を通じて、関係機関の連携強化を図ります。

(7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業です。

本市では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業ではなく、児童相談所等の関係機関と連携を図りつつ、保護を必要とするケースへの対応を図ります。

なお、保護を必要とするケース、相談等の状況を把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も未実施の予定です。今後は、事業に対するニーズを把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園等における在園児の一時預かり（幼稚園型）】

単位：延利用者数（人日）

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	250	259	261	263	255	266
②確保方策 一時預かり（幼稚園）		259	261	263	255	266
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績（見込み）は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和4年度・5年度における延利用者数の割合（延利用者数／3～5歳人口）の伸びが今後も継続すると想定し、推計した延利用者数の割合を推計3～5歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も市内の幼稚園（令和6年度現在1園）において、在園児に対する一時預かり（預かり保育等）を実施します。

【保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）】

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		280	284	292	301	300	311
②確保方策	一時預かり（認定こども園、保育園、地域型保育事業所）		284	292	301	300	311
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績（見込み）は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和4年度・5年度における延利用者数の割合（延利用者数／0～2歳人口）の伸びが今後も継続すると想定し、推計した延利用者数の割合を推計0～2歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も市内の認定こども園、保育園、地域型保育事業（令和6年度現在7園で実施）において、未就園児の一時預かりを実施し、ニーズに対応した保育士等の確保に努めます。

(10) 延長保育事業

保育園等で、就労等の理由による通常保育時間以外の時間の保育を実施する事業です。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		275	289	293	299	297	308
②確保方策			289	293	299	297	308
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績（見込み）は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和4年度・5年度における実利用者数の割合（実利用者数／2号・3号認定児童数）の伸びが今後も継続すると想定し、推計した実利用者数の割合を推計2号・3号認定児童数に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も市内の認定こども園、保育園、地域型保育事業所（令和6年度現在全10園で実施）において、事業を実施します。

(11) 病児・病後児保育事業

病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	病後児型	9	9	9	9	8	8
②確保方策			9	9	9	8	8
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績（見込み）は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和2年度～6年度における延利用者数の割合（延利用者数／2号・3号認定児童数）が今後も継続すると想定し、推計2号・3号認定児童数に乗じて算出しています。

■ 確保方策

本市では、市内の認定こども園（令和6年度現在1園で実施）において、認定こども園、幼稚園、保育園等の在園児が病気の回復期にあって、集団保育が困難な期間、病後児保育室で保育を行う「病後児型」を実施しており、今後も現在の実施体制を継続します。

なお、病児保育については、ニーズを把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(12) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校就学児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供してしています。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	138	159	138	131	151	117
	2年生	129	124	139	122	115	125
	3年生	109	96	91	99	90	84
	4年生	71	87	73	69	77	67
	5年生	52	52	57	48	48	52
	6年生	30	37	34	41	34	32
	合計	529	555	532	510	515	477
②確保方策			555	532	510	515	477
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績（見込み）は市担当課資料

■ 量の見込みの推計方法 → 〈事業実績から推計〉

令和2年度～6年度における実利用者数の割合（実利用者数／6～11歳人口）の伸びが今後も継続すると想定し、推計した実利用者数の割合を推計0～6歳人口に乗じて量の見込みを算出しています。

■ 確保方策

今後も市内の学童クラブ（令和6年度現在11クラブ）において、事業を実施します。なお、特別な配慮を必要とする児童の受入れにあたっては、学校や家庭に加え、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業※

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、保育園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成しています。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

今後も対象者に必要な給付を実施します。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業※

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

本計画期間中については、本事業の実施を想定していません。

以下の3事業は、国から示された量の見込みの算出方法に基づき、今後推計予定です。

(15) 妊婦等包括相談支援事業※

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を図る事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

(16) 産後ケア事業※

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

(17) 【新規事業】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等を利用できる事業です。

以下の3事業は、本計画期間中の実施を想定していませんが、事業の対象となる世帯や児童を把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(18) 【新規事業】子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

(19) 【新規事業】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

(20) 【新規事業】親子関係形成支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。